

○ 経済産業省  
国土交通省 告示第 四 号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成三十年十一月三十日

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 茂木 敏充  
国土交通大臣 石井 啓一

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成十八年経済産業省・国土交通省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、きめ細かいエネルギー管理を徹底し、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るとともに、エネルギーの使用に係る原単位又は電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位を貨物輸送事業者（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあつては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者）ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とし、次に掲げる事項の実施に努める。</p>	<p>貨物輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、きめ細かいエネルギー管理を徹底し、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るとともに、エネルギーの使用に係る原単位又は電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギーの使用に係る原単位を貨物輸送事業者ごとに中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とし、次に掲げる事項の実施に努める。</p>

<p>2 エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送用機械器具の使用</p> <p>(1) 鉄道 VVVFインバーター制御車両（可変電圧可変周波数インバーターにより制御される車両をいう。）、ハイブリッド車両、ディーゼルエレクトリック車両、高効率内燃機関等の導</p>	<p>1 取組方針の作成及び効果等の把握</p> <p>(1) 取組方針の策定 会社、営業所等のエネルギーの使用の合理化の目標に対する取組方針を定め、適宜、その見直しを実施すること。</p> <p>(2) 社内体制の構築 会社、営業所等においてエネルギーの使用の合理化に対する取組の責任者及び推進体制を明確にし、責任者は、以下の責務を果たすこと。</p> <p>① (1)に規定する取組方針を踏まえてエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための計画を他の部門と調整して取りまとめ、業務執行を決定する機関に当該計画の承認を受け</p> <p>② ①の計画に基づく取組の進捗状況を当該機関に定期的に報告し、報告を受けた当該機関は必要な指示を行うこと。</p> <p>③ エネルギーの使用の合理化を図る重要性等についての従業員教育を実施すること。</p> <p>(3) エネルギーの使用の合理化の状況把握と取組の見直し 会社、営業所等におけるエネルギーの使用の合理化に係る目標値を定め、定期的に当該取組の効果の測定を行うことにより、エネルギーの使用の合理化の状況を把握し、適宜、当該取組の見直しを実施すること。</p> <p>(4) (削る)</p>
---	--

<p>2 エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送用機械器具の使用</p> <p>(1) 鉄道 VVVFインバーター制御車両（可変電圧可変周波数インバーターにより制御される車両をいう。）、高効率内燃機関等の導入を通じて、エネルギーの使用効率の劣る車両から効</p>	<p>1 取組方針の作成及び効果等の把握</p> <p>(1) 会社、営業所等のエネルギーの使用の合理化に対する取組に係る方針を定め、適宜、その見直しを実施すること。</p> <p>(2) 会社、営業所等においてエネルギーの使用の合理化に係る目標値を定め、定期的に当該取組の効果の測定を行うことによりエネルギーの使用の合理化の状況を把握し、適宜、当該取組の見直しを実施すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 会社、営業所等におけるエネルギーの使用の合理化に対する取組の責任者及び推進体制を明確にすること。</p> <p>(4) エネルギーの使用の合理化を図る重要性等についての従業員教育を実施すること。</p>
---	--

入を通じて、エネルギーの使用効率の劣る車両から効率の優れた省エネルギー型車両への代替を促進すること。

(2) トラック

① ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、トップランナー燃費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車等の低燃費車等を導入すること。

② (略)

③ 低燃費タイヤ（走行中に損失するエネルギーが小さいタイヤをいう。）を導入すること。

(3) 船舶

① (略)

② 低燃費ディーゼル機関、排ガスエコノマイザー（主機関の排気管に熱交換器を設置し、その排ガスの廃熱を利用するものをいう。）、二重反転プロペラ（プロペラ単独効率を改善するために逆ピッチのプロペラを前後に配置し、それぞれ逆回転をさせるものをいう。）、自動負荷制御装置付可変ピッチプロペラ（翼角を任意に変節してピッチを変え、ことにより主機関の最も効率的な回転数で運航させることができるプロペラで、船舶の推進効率を向上させることができるものをいう。）、炭素繊維強化プラスチック製プロペラ（プロペラの部材に炭素繊維強化プラスチックを用いることにより、推進効率を向上させたものをいう。）、プロペラボス取付翼（プロペラの後流に発生する渦を整流することにより前進エネルギーに変換することができるプロペラ中央部（ボス）に取り付ける小型のフィンをいう。）、低抵抗舵（通常の舵と比較して発生する水の抵抗を低減することができる構造を有する舵をいう。）、インバーター制御電動機器（インバーター制御が可能な電動式ポンプ等の電動機器をいう。）、低摩擦船底塗料（船舶の運航時にかかる摩擦抵抗を低減し、燃料消費を抑制する防汚塗料をいう。）等のエネルギーの使用効率の優れた機械器具

率の優れた省エネルギー型車両への代替を促進すること。

(2) トラック

① ハイブリッド車、天然ガス自動車、トップランナー燃費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車等の低燃費車等を導入すること。

② (略)

(新設)

(3) 船舶

① (略)

② 低燃費ディーゼル機関、排ガスエコノマイザー（主機関の排気管に熱交換器を設置し、その排ガスの廃熱を利用するものをいう。）、二重反転プロペラ（プロペラ単独効率を改善するために逆ピッチのプロペラを前後に配置し、それぞれ逆回転をさせるものをいう。）、自動負荷制御装置付可変ピッチプロペラ（翼角を任意に変節してピッチを変え、ことにより主機関の最も効率的な回転数で運航させることができるプロペラで、船舶の推進効率を向上させることができるものをいう。）、プロペラボス取付翼（プロペラの後流に発生する渦を整流することにより前進エネルギーに変換することができるプロペラ中央部（ボス）に取り付ける小型のフィンをいう。）、低抵抗舵（通常の舵と比較して発生する水の抵抗を低減することができる構造を有する舵をいう。）、インバーター制御電動機器（インバーター制御が可能な電動式ポンプ等の電動機器をいう。）、エネルギーの使用効率の優れた機械器具を導入すること。

(4) を導入すること。  
(略)

3 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦

(2) (1) (略)  
トラック

① 次に掲げる措置等を講じて、エコドライブ（無用なアイドリングをしないこと（アイドリングストップ）、無用な空ぶかしをしないこと、急発進及び急加速をしないこと、交通の状況に応じた安全な定速走行に努めること、早めに一段上のギアにシフトアップすること、予知運転により停止及び発進回数を抑制すること、減速時にはエンジンブレーキを活用すること、確実な車両の点検及び整備を実施すること並びに過度のエアコンの使用を抑制することを通じて、環境に配慮した自動車の運転を行うことをいう。以下同じ。）を推進すること。

ア・ウ (略)

エ デジタル式運行記録計、エコドライブ管理システム（EMS）の活用等により運転者別、車種別等のエネルギーの使用の管理を行うこと。

(3) ②・③ (略)  
船舶

① 次に掲げる措置等を講じて、エネルギーの使用の合理化に資する運航を行うこと。

ア・キ (略)

ク 陸上電源供給システムの活用により、停泊中のエネルギーの使用の合理化を行うこと。

(4) (略)

5 輸送用機械器具の輸送能力の効率的な活用

(4) (略)

3 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦

(2) (1) (略)  
トラック

① 次に掲げる措置等を講じて、エコドライブ（無用なアイドリングをしないこと（アイドリングストップ）、無用な空ぶかしをしないこと、急発進及び急加速をしないこと、交通の状況に応じた安全な定速走行に努めること、早めに一段上のギアにシフトアップすること、予知運転により停止及び発進回数を抑制すること、減速時にはエンジンブレーキを活用すること、確実な車両の点検及び整備を実施すること並びに過度のエアコンの使用を抑制することを通じて、環境に配慮した自動車の運転を行うことをいう。以下同じ。）を推進すること。

ア・ウ (略)

エ デジタル式運行記録計の活用等により運転者別、車種別等のエネルギーの使用の管理を行うこと。

(3) ②・③ (略)  
船舶

① 次に掲げる措置等を講じて、エネルギーの使用の合理化に資する運航を行うこと。

ア・キ (略)

(新設)

(4) (略)

5 輸送用機械器具の輸送能力の効率的な活用

(2) (1) (略)  
トラック

① 次に掲げる措置等を講じて、効率的な輸送による積載率の向上を図ること。

ア (略)

イ 車両動態管理システム等を活用して、事業者がトラックの車両位置及び積載状況を把握することにより、輸送需要に応じて、運転者に対し、積載率向上の指示等を行うことができるシステムを導入すること。

ウ (略)

② 営業用トラックについては、次に掲げる措置等を講じて、帰り荷の確保を図ること。

ア (略)

イ 車両動態管理システム等を活用して、事業者がトラックの車両位置及び積載状況を把握することにより、輸送需要に応じて、運転者に対し、帰り荷の確保の指示等を行うことができるシステムを導入すること。

ウ (略)

(3)・(4) (略)

6 その他エネルギーの使用の合理化に資する事項

(1) 鉄道

① 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との間で行われる、連携を深めるための懇談会、輸送の効率化のための検討会、貨物の輸送に関する情報交換等に積極的に参加することにより、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。

② (略)

③ 次に掲げる措置等を講じて、鉄道の利用促進を図ること

ア 高性能な機関車及び貨車の導入、汎用コンテナのサイズの拡大、インフラ整備等を通じてスピードアップ、輸

(2) (1) (略)  
トラック

① 次に掲げる措置等を講じて、効率的な輸送による積載率の向上を図ること。

ア (略)

イ 事業者がトラックの車両位置及び積載状況を把握することにより、輸送需要に応じて、運転者に対し、積載率向上の指示等を行うことができるシステムを導入すること。

ウ (略)

② 営業用トラックについては、次に掲げる措置等を講じて、帰り荷の確保を図ること。

ア (略)

イ 事業者がトラックの車両位置及び積載状況を把握することにより、輸送需要に応じて、運転者に対し、帰り荷の確保の指示等を行うことができるシステムを導入すること。

ウ (略)

(3)・(4) (略)

6 その他エネルギーの使用の合理化に資する事項

(1) 鉄道

① 荷主、他の輸送事業者その他の関係者との間で輸送状況に関する情報交換を実施すること等により、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。

② (略)

③ 次に掲げる措置等を講じて、鉄道の利用促進を図ること

ア 高性能機関車、貨車の導入、インフラ整備等を通じてスピードアップ、輸送力増強等を図ることにより、鉄道

送力増強等を図ることにより、鉄道による貨物輸送の利用価値を高め、モーダルシフトを促進すること。

イ (略)

④ (略)

(2) トラック

① 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との間で行われる、連携を深めるための懇談会、輸送の効率化のための検討会、貨物の輸送に関する情報交換等に積極的に参画することにより、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。

② 小口貨物の配送については、対応可能な場合は、荷主等と連携して、次に掲げる措置等を講じて、再配達削減を図ること。

ア 消費者による配達予定日時や配達場所の指定を可能とすること。

イ 消費者に配達予定日時や受取場所の適時適切な通知を行うとともに、消費者の要望に応じてこれらの変更に対応すること。

③ (略)

(3) 船舶

① 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との間で行われる、連携を深めるための懇談会、輸送の効率化のための検討会、貨物の輸送に関する情報交換等に積極的に参画することにより、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。

② 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携を強化し、モーダルシフトの検討を行うとともに、必要に応じて船腹の整備を図ること。

③・④ (略)

⑤ 船底クリーニング、プロペラの研磨その他の適切な船舶の点検及び整備を行うこと。

による貨物輸送の利用価値を高め、モーダルシフトを促進すること。

イ (略)

④ (略)

(2) トラック

① 荷主、他の輸送事業者その他の関係者との間で輸送状況に関する情報交換を実施すること等により、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。

(新設)

② (略)

(3) 船舶

① 荷主、他の輸送事業者その他の関係者との間で輸送状況に関する情報交換を実施すること等により、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。

② 荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携を強化し、モーダルシフトの検討を行うとともに、必要に応じて船腹の整備を図ること。

③・④ (略)

⑤ 船底クリーニングその他の適切な船舶の点検及び整備を行うこと。

<p>備考 表中の（ ）の記載は注記である。</p>	<p>(4) 航空機</p> <p>① 関係輸送事業者その他の関係者との間で行われる、連携を深めるための懇談会、輸送の効率化のための検討会、貨物の輸送に関する情報交換等に積極的に参画することにより、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。</p> <p>② (略)</p>
	<p>(4) 航空機</p> <p>① 関係輸送事業者その他の関係者との間で輸送状況に関する情報交換を実施すること等により、エネルギーの使用の合理化に資する取組に係る関係者との連携を強化すること。</p> <p>② (略)</p>

附 則  
この告示は、平成三十年十二月一日から施行する。

